募集要項 - 新規申請者用 -

1. 信友社ひまわり奨学金(給付型)制度の概要

1) 奨学金(入学金・授業料・生活費等) の給付額

熊本県内の児童養護施設に在籍する生徒で応募資格を備える者に対し、熊本県内に所在する大学、短期大学、専修学校等に進学する為の入学金、卒業まで最大4年間の授業料、 進学準備金を含む生活費等を対象に、日本学生支援機構の給付奨学金との合計で初年度は 年額250万円を上限(次年度以降は年額200万円を上限)に給付します。

- ※給付額は個々の状況を総合的に判断し決定します。
- ※他の奨学金と併給の場合は減額する場合があります。
- ※成績が不良のとき、また法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上、学生として不適切な行為があった場合は、給付額減額または給付停止となることがあります。

2) 奨学期間

1年間(4月~翌年3月)

卒業までの支援を目的とするため、原則として最長4年間の継続申請を認めます。

3) 申請の区分

新規申請: 当法人から奨学金の給付を受けたことのない者

※次年度以降の継続申請は(現在の奨学生で次年度も継続して当法人より奨学金給付を希望 する場合)継続申請者用の応募書類提出が必要となります。

4) 支給停止の要件

- (1) 退学したとき
- (2) 奨学生が長期にわたって欠席したとき
- (3) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき
- (4) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (5) 学業成績又は素行が不良となったとき

- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (7) 生活状況報告書を提出しない場合
- (8) 在学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- (9) 上記のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

2. 応募資格 (新規申請者の場合)

次の要件をすべて備える者

- (1) 申請時に熊本県内に居住し住民登録をしている者
- (2) 熊本県内の児童養護施設に在籍する生徒で、家庭の事情により奨学金の給付が真に 必要と認められる者
- (3) 熊本県内に所在する大学、短期大学、専修学校専門課程または各種学校(※)の第1学年に進学を希望している者
- (4) 向学心に富み、学業優秀であり、品行方正である者
- (5) 児童養護施設の代表者による推薦を受けられる者
- (6) 日本学生支援機構の給付奨学金を申込手続き(併願)している者
- (7) その他当法人の定める条件を満たす者
- ※各種学校は都道府県が認可している学校が対象となります。無認可校は含まれません。

3. 応募方法

1) 応募の方法

奨学生志願者は、奨学生願書に下記の応募書類、添付書類を揃えて、当法人事務局宛に 郵送して下さい。

【送付先】

〒860-0804

熊本県熊本市中央区辛島町6番2号

公益財団法人 信友社 事務局

※お送りいただいた書類は、当法人の事業を遂行する目的以外には一切使用致しません。 なお、応募書類、添付書類は返却しません。

2) 応募書類

- (1) 奨学生願書(当法人指定用紙 様式 2-1)
 写真 1 枚(カラー写真、上半身正面で、応募前 3ヶ月以内のもの、4.5×3.5cm)を願書に 貼付して下さい。
- (2) 作文(A4 用紙 2000 字程度、書式は自由です。) 進学先の学校で学びたいこと・目指す職業、その他将来の夢などを書いた作文を提出して下さい。
- (3) 推薦状(当法人指定用紙 様式3、様式3(続紙)) 児童養護施設の代表者による推薦状を厳封のまま提出して下さい。

3)添付書類

- (1) 在学証明書
- (2) 成績証明書(履修科目、単位数、点数、評価及びその説明のあるもの。合格、不合格の 評価のみのものは不可。段階評価又は点数評価された直近の年のものを送付のこと。) 又は調査書(全国高等学校統一用紙)
- (3) 住民票(応募時3ヶ月以内のもの。コピー不可。個人番号の記載不要。住民票登録 住所が児童養護施設以外の場合は世帯全員記載のもの。)
- (4) 扶養義務者等の所得証明書
- (5) すでに進学校への合格が判明している場合は、合格証等の写し
- (6) 日本学生支援機構の給付奨学金申込書類の写し、又は奨学生採用候補者決定通知の写し

4. 応募期間・採用期間

応募期間・・毎年8月1日~8月末日

選考及び採用・・面接試験を9月上旬~下旬までに行い、10月下旬までに採用を決定 します。

5. 選考方法及び採用方法

1) 選考

応募書類、成績証明書、推薦状等の書類審査後に選考委員会で作文の評価及び面接を行い、 採否を決定します。

2)採用

採用内定者には「誓約書(当法人指定用紙 様式4)」の提出をしていただきます。 進学校へ合格後、「認定式への出席」の双方をもって正式に奨学生として認定します。

3) 奨学金給付額及び給付時期

- (1) 進学校へ合格後、理事会で給付額を決定します。
- (2) 入学金・授業料は3月に本人名義の口座に送金します。 (学校へ納付後、振込書等のコピーを提出してください。)
 - ※次年度以降の授業料は、原則として給付額を各学校の納入時期に本人名義の口座に 送金します。
- (3) 生活費等は、原則として一定金額を毎月25日(土日祝日にあたる場合はその前日)に本人名義の口座に送金します。また、新規奨学生には3月に進学準備金(一時金)を支給します。

4)採用予定人数

新規申請者採用予定 每年数名程度

(採用実績:令和2年1名、令和3年5名、令和4年3名)

6. 特徴及び奨学生の義務

この奨学金の特徴は次の通りです。

- 1) 奨学金は給付とし、返済の義務はありません。
- 2) 奨学生の卒業後の就職、進学等については問いませんが、社会にとって有用な人材に なるとともに下記の義務を順守して下さい。

- (1) 奨学生は、募集要項に規定された内容を遵守し、資格条件に抵触することがあれば速やかに届け出ること
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を理事長に届け出ること
 - 1. 休学、復学、転学又は退学したとき
 - 2. 停学その他の処分を受けたとき
 - 3. 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
- (3) 奨学期間中、下記の書類を理事長に提出すること
 - 1. 在学証明書
 - 2. 成績証明書(履修科目、単位数、点数、評価及びその説明のあるもの。合格、不合格の評価のみのものは不可。段階評価又は点数評価された直近の年のもの。)
 - 3. 生活状況報告書(当法人指定用紙 様式5) ※毎月、生活状況報告書を提出すること。また、授業料の納入後には振込書等の 控えを持参すること。
- (4) 奨学期間中、当法人主催の行事に参加すること
- (5) 進学校を卒業後も積極的に当法人主催の行事に参加するとともに、後輩の指導や相談に当たること
- (6) 奨学期間中、3ヶ月に1度は近況報告のため事務局を訪ねること